

居宅介護支援事業所こまきの森運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人愛仁会が運営する 居宅介護支援事業所こまきの森(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行う。

4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 : 居宅介護支援事業所こまきの森
所在地 : 小牧市大字三ツ淵1945-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤、介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

(2) 介護支援専門員 1名 (管理者と兼務)

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成、サービスに必要な情報の提供、各書類の申請代行等を行う。

(3) 事務員 1名

事務員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日祝祭日を除く

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 利用者の相談を受ける場合 | 自宅か第3条に規定する事業所内 |
| (2) 使用する課題分析票 | 事業所独自のアセスメント様式 |
| (3) サービス担当者会議の開催場所 | 自宅か事業所内 |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低月1回以上 |
| (5) モニタリングの結果記録 | 最低1ヶ月に1回以上 |

2 事業者が提供する居宅介護支援に対し負担料金は無料です。

3 通常の事業の実施地域外の交通費は、介護支援専門員が訪問するための実費とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、小牧市、春日井市、岩倉市、江南市、大口町、扶桑町、北名古屋市、西春日井郡豊山町、犬山市、名古屋市北区・東区の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 指定居宅介護支援は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| (2) 継続研修 | 年5回 |

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年12月20日から施行する。

この規程は、平成21年 8月21日から施行する。

この規程は、平成22年 1月21日から施行する。

この規程は、平成22年 3月21日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年11月 1日から施行する。